

研究

RESEARCH

「生涯スポーツ」から

「生涯音楽学習」を再考する

東京学芸大学大学院修了

山本 双葉

はじめに

「音楽の生涯学習」または「生涯音楽学習」と言うとき、それは一体どんな人々のどのような音楽活動を指しているのだろうか。それにはカラオケに行ったりレンタルショップで借りてきたCDを聴いたりする行為も含まれるのだろうか。そのような音楽の「娯楽」ともいえる面が「生涯学習」に含むことができないとすれば、それは生涯学習より劣る立場ということなのだろうか。音楽を生涯楽しんでいくうえで、「音楽の生涯学習」における構造や概念について

考えることは、自分や他人の音楽との関わり方を知り、それぞれを各自のスタンスとして尊重することに役立つだろう。

本稿では、同じ生涯学習の分野として広く普及に成功している生涯スポーツを手がかりに「音楽の生涯学習」における構造や概念について探り、検討を進めていきたい。

生涯スポーツの成り立ち

現在、「生涯スポーツ」という概念が、音楽や他の文化の生涯学習よりも広く一般に普及しているのは、生涯学習の幕開けとして知

られているポール・ラングランの「生涯教育論」提唱（一九六五年）以前から流れる、スポーツ独自の歴史が一因にあると考えられる。そこでまず、生涯スポーツの歴史について、音楽の状況を踏まえながら概観してみたい。

生涯スポーツの興隆は産業発達を続けた近代社会・現代社会において、増える余暇時間と健康問題という二つの面からスポーツへの期待が高まったことを背景としている。というのも、科学技術が進歩した現代社会は産業が発達し、自由時間が増え、生活意識が近代化するこゝによって人々がスポーツを日常的に楽しめる可能性を高めた。また現代社会は、運動不足やストレスに起因する健康問題を生み、その克服のための手段としてのスポーツの必要性も高めることとなったのである。これは、日本だけでなく、工業社会から脱工業社会に向かう国々に共通した傾向であった。

(1) ヨーロッパの生涯スポーツ

二十世紀における生涯スポーツムーブメントの先駆的な例としては、旧西ドイツが一九五九年に始めた「ゴールデンブラン」（施設建設十五年計画）と「第2の道」の併進があげられる。「第2の道」とは、「第1の道」が競技スポーツ（チャンピオンスポーツ）のエリート選手の育成であるのに対し、それとは異なる、一般市民がスポーツ・身体活動に参加できる別の道を意味する。つまり国民がスポーツ参加の権利をもてる生涯スポーツ政策である。進む都市化と産業化によって一九六〇年代にはスポーツの大衆化が始まり、旧西ドイツ政府は、スポーツを一握りのエリート選手だけのものとせず、国民の健康と福祉にスポーツは必要不可欠と考えた。そして生涯スポーツの普及計画を立て、全市民がスポーツを享受できるように運動施設の整備と確保・充実に十五年間という長期的な計画のもとで進めた。

近代スポーツ発祥の地イギリスでも一九六五年、国民全般へのスポーツの普及を目指す「スポーツ審議会」が誕生した。一九七二年には公的執行機関に生まれ変わり、「スポーツ・フォー・オール（みんなのスポーツ）」宣言を行った。これは限られた一部の人のみのスポーツという考え方を克服し、誰にでもスポーツを解放しようという考え方である。こうして生涯スポーツ時代の幕開けを迎えたのである。

ドイツとイギリスに端を発したスポーツ・フォー・オールの潮流は、ヨーロッパ諸国に影響を与え、後にユネスコを動かすこととなる。一九七八年第二〇回総会において体育・スポーツの実践はすべての人間の基本的権利であるという理念のもと「体育・スポーツ国際憲章」が採択されるのである。国際的な認知を得るようになった「Sport for All」は先進諸国において大衆のスポーツの一大スローガンとなる。

(2) 日本の生涯スポーツ

日本では一九六一年の「スポーツ振興法」制定を皮切りに、生涯スポーツ政策が進められる。これは六五年にラングランがユネスコで生涯教育の理念を発表する以前のことであり、七二年のイギリスによる「スポーツ・フォー・オール」宣言よりも先行している。実はスポーツ振興法制定は、一九六四年の東京オリンピックを円滑に実施することが念頭におかれていた。つまり、わが国のスポーツ振興、生涯スポーツの歴史においてまず大きな影響を与えたのは東京オリンピック開催だったといえるのである。ここにも、オリンピックという、国際的かつ大規模な大会が開催されるというスポーツの独自性がみられる。また、スポーツのもつ「競争」という特性、つまりオリンピックでみれば「他の国に負けたくない」という意識が日本のスポーツ振興を急がせたのかもしれない。

昨年二〇一一年には、「スポー

ツ基本法」が成立、施行された。これはスポーツ振興法の制定から半世紀が経ち、スポーツの現状や新しい課題に十分に対応しきれなくなったため、制定以来五十年ぶりに全面改正したものである。ここでスポーツ権が法律によって初めて保障された。また、この改正に向けて策定された「スポーツ立国戦略」ではスポーツを「すること」はもちろん、「観る」「支える（育てる）」といった様々な形でスポーツに親しむことを重視すると、トップスポーツと地域スポーツが互いに支え合う「好循環」を創出すること、「新たなスポーツ文化」を確立することを目指している。

生涯スポーツの理念と構造

歴史を概観しても自ずと強調されてくるように、生涯スポーツの理念の根底には、一人ひとりのスポーツ活動を保障しようとする思想が流れている。嘉戸は「老若男女のちがいが、技能の上手・下手、

運動への参加意欲の程度や参加機の違いなどにかかわらず、一人ひとりの運動やスポーツへの参加を平等に認め合うことが大切になってくる。生涯スポーツをめざす学校体育にあっても、このようなスポーツ参加の平等性の保障が学習の指導の根本にすえられることがまず望まれる。」と述べ、立場も意欲の差も越えたスポーツ参加の平等性について唱えている。

また、大橋はこれまでのスポーツに対する考え方を批判的に検討し「生涯スポーツ」の概念や構造について述べている。大橋によれば、これまでは遊戯的スポーツ（レクリエーションスポーツ）を底辺におき競技スポーツを頂点におくピラミッド型として全体をとらえる、「縦志向のスポーツ観」（図1）であった。この構造においては、常に身体や技能レベルを上げることが求められ、勝利を追及することが中心であり、その他の要素は排除されがちである。

次いで考えられたのが「並列型

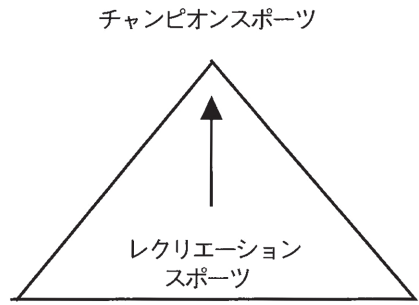


図1 縦志向のスポーツ観
(出典：大橋道雄(2011))「体育哲学言論」p. 152

スポーツ観」(図2)である。これは遊戯的スポーツと競技スポーツを並列に並べる考え方である。しかし、競技スポーツが頂点をもつ構造であるのに対して、そもそも生涯スポーツには頂点が存在しうるのか、疑義を唱えている。そして、以上の二つのスポーツ観を批判的に見たうえで、「総体としての生涯スポーツ」という考え方にたどり着くのである。図の縦軸には年齢をおき、横軸にはレクリエーションスポーツ(遊戯的スポーツ)とチャンピオンスポー

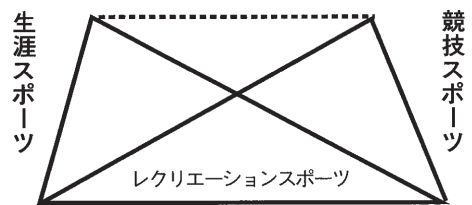


図2 並列型スポーツ観

ツ(競技スポーツ)をおいている。左に寄るほど遊戯的要素(プレイ)が強くなり、右に寄るほど競技的要素(アスレティック)が強くなるという構造である。つまり、人々が行うあらゆるスポーツ活動すべてを含む概念として「生涯スポーツ」としたのがこの考え方である。大橋は、「個人が個人の判断で、そして各々のレベルで関わることでできるスポーツの総体こそが『生涯スポーツ』の名に値するのでは」と提言している。

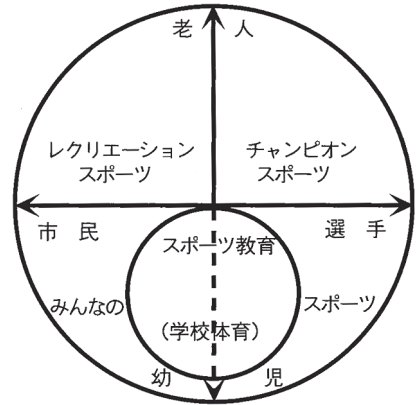


図3

音楽への援用について考える

これまで見てきた生涯スポーツの構造や考え方(概念)から音楽活動を再考してみたい。頂点のない円で描かれた「総体としての生涯スポーツ」の考え方は、スポーツ参加の平等性を適切に表している。音楽においても「個人が個人の判断で各々のレベルで関わることでできる音楽活動の総体としての『生涯音楽』」が考えられるのではないだろうか。図4は図3を音楽に援用し、筆者が作成したも

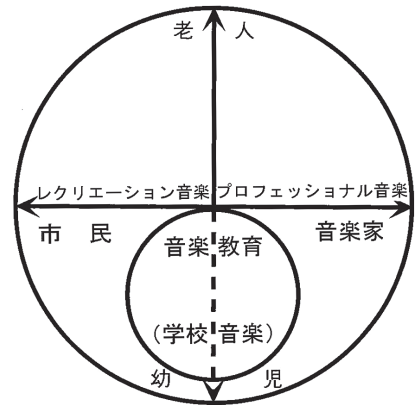


図4

のである。横軸の左側はレクリエーション音楽、右側はプロフェッショナル音楽、右側はプロフェッショナル音楽が相当する。左に寄るほど遊戯的要素が強くなり、右に寄るほど専門的要素が強くなる。また、上下の軸は、幼児期から老人期に至るまで、生涯にわたるスパンの活動を包有するものとなっている。この図に従って、冒頭の問いを再考してみる。一般的なかラオケや音楽聴取などの、音楽のレクリエーションの面は横軸の左側に位置づけられ、

この図においては、音楽参加の平等性が保障されている。また、これらの音楽活動にも、無意識に学びの要素が含まれている。たとえばカラオケの新曲を歌うために旋律を覚えることや、好きなアーティストについて調べて新たな知識を得ることは、学習の要素を含んでいると言えるだろう。意識の有無にかかわらず、その人の人生において音楽活動の経験を蓄積していること自体が、結果として学びとなっていると捉えることができる。

様々な音楽活動に学習の要素があるか否かを判断するのは難しく、基準は曖昧にならざるを得ない。たとえば、わらべうたあそびに、多様な学習の要素が含まれていることは、今では一般に認知されている。音楽の種類や技術の程度、参加意欲などの違いによって、無視されてよい音楽活動があるわけではないはずである。音楽を自由に楽しむことも人権であり、音楽においても「音楽参加の平等性」

は保障されるべきである。

そこで、図4のようにすべての音楽活動を尊重するために「学習」の語を広く捉えた、「生涯音楽」というような新たな概念を検討してみてもどうかだろうか。すなわち、「生涯スポーツ」のように、学習の程度にかかわらず、レクリエーション音楽や気晴らし、息抜きのための音楽にも価値を見出し、意義を認める概念である。どんな音楽をするか、どのように音楽活動へ参加するかは、ひとりひとり違ってよく、個人の権利として認められるものである。学校音楽も、プロフェッショナルな音楽も、ボランティアとしての音楽も、個人の趣味としてのカラオケや音楽鑑賞も、「生涯音楽」の中に位置づけられ、互いに影響し合いながら音楽文化を豊かに彩っているのである。「生涯音楽学習」を、その視点から改めて捉えなおすことを今後の課題としたい。

*近代オリンピックは、創始者クーベルタンの望んだ教育的な理念を離れ、勝利至上主義やそこからくるルール違反やドーピングの問題、ナショナリズムの強化に代表される政治的利用、経済やメディアの影響からの商業化など、さまざまな利害と結びつき、悪用されたという事実もある。音楽においても「コントロールによって音楽活動が発展する」という考えがある一方、賞（評価）を目的に競争のみが過熱化するという事態も引き起こしかねない。

〈引用・参考文献〉

- ・大橋道雄 (2011) 「生涯スポーツ」『体育哲学原論—体育・スポーツの理解に向けて—』不昧堂出版
- ・オモロー・グルーベ 市場俊之訳 (2004) 「オリンピックスポーツの教育的基礎と倫理的基礎」『スポーツと人間「文化的・教育的・倫理的側面」』
- ・嘉戸脩 (2001) 「生涯スポーツと学校体育」『楽しい体育』論の展開と生涯スポーツ』タイムス
- ・黒川國児 (2004) 「生涯スポーツと健康」『改訂 生涯スポーツ概論』中央法規出版
- ・島崎仁 (1998) 『スポーツに遊ぶ社会にむけて—生涯スポーツと遊びの人間学—』不昧堂出版
- ・野川春夫 (2002) 「生涯スポーツの歴史と定義」『生涯スポーツ実践—生涯スポーツを学ぶ人たちに—』市村出版
- ・杉江淑子 (2009) 「10年間の研究動向—生涯学習社会における音楽教育研究」『音楽教育の未来』日本音楽教育学会編 音楽之友社
- ・高萩保治 (2000) 「生涯音楽学習と音楽振興法」『音楽の生涯学習—理論と実際—』玉川大学出版部
- ・丸林実千代 (1999) 『生涯音楽学習入門』音楽之友社
- ・山本双葉 (2012) 「音楽の生涯学習における活動プロセスの分析—修正版グラウンデッド・セオリー—」『アプローチ (MGT) による質的研究』東京学芸大学大学院修士論文